

## 年間証明書発行依頼手続きについて（新規・更新）

HNS 資機材要員配備証明書

特定油防除資材備付証明書

特定油回収装置等配備証明書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、令和5年度【年間証明書】取得の新規・更新受付が近づいております。新たに年間証明書の取得をご希望の方及び既に年間証明書をお持ちで継続をご希望の方は、弊センターホームページ内の証明書発行業務のページからお手続きをお願い致します。

 **ご注意下さい!!! 新規・更新受付期間は**

➤ **令和5年2月1日（水）～3月20日（月）15:00まで**

➤ **上記期間を過ぎた場合証明書料金の10%の追加料金が必要となります。**

➤ **着金期限も3月20日（月）15:00までです。**

毎年受付期限日あたりはお申込みが集中し、証明書発行業務の作業に大変時間がかかります。尚且つ、申請者の方の中に「Web 申請は期限までに行い、振込みは翌週以降で大丈夫」という誤解が生じており、御理解をいただく為の説明にも時間を要しております。今般にあっては、センターへの着金も申請も全て3月20日（月）15時までであることを御理解いただくとともに、十分な余裕をもって、お手続きを宜しくお願い致します。

【新規・更新手続きは Web サイトにてお願い致します】

◆MDPC ホームページ： <http://www.mdpc.or.jp>

**2月1日（水）になると上記リンク先から、お申込みが可能となります。**

【裏面参照】

HNS証明書 新規・更新専用ページへの入口



特定油証明書 新規・更新専用ページへの入口



※指定期間証明書等、通常の証明書の申込みも同時に行っておりますのでご利用下さい。

**お問い合わせ先**

一般財団法人海上災害防止センター



【電話】 HNS : 045-224-4378

特定油:045-224-4319



【FAX】 HNS・特定油共通 : 045-224-4323



# 新規・更新手続きは WEB サイトにてお願い致します



◆MDPC ホームページ : [【http://www.mdpc.or.jp】](http://www.mdpc.or.jp)

2月1日(水)になると上記リンク先から、お申込みが可能となります。

※新規・更新専用ページにアクセスするには、次の2つの方法があります。

① トップページ最下部(黒地に白文字の部分)「会員専用」ダイレクトメニュー



② トップページ最上部

証明書種類

ご希望の証明書ボタンを選択し、**クリック**します。画面が切り替わります。

ご希望の証明書ボタンを選択し、**クリック**します。ログイン画面に切り替わります。

## HNS 証明書

各種業務(クリック👉)  
↓  
証明書発行業務(クリック👉)  
↓



下記の文章がある画面までスクロール

- ▶ Web サイト(システム)による申込み  
Step2 申込み

年間証明書を新規で取得する方及び  
年間証明書の更新を希望する方

HNS証明書 新規・更新専用ページへの入口

CLICK!

## 特定油証明書

各種業務(クリック👉)  
↓  
証明書発行業務(クリック👉)  
↓



下記の文章がある画面までスクロール

- ▶ Web サイト(システム)による申込み  
Step2 申込み

年間証明書を新規で取得する方及び  
年間証明書の更新を希望する方

特定油証明書 新規・更新専用ページへの入口

CLICK!

# HNS 資機材要員配備証明書の料金

## (1) HNS 資機材要員配備証明書料金

(単位：円)

総トン数 (G/T)	年間証明書	指定期間証明書 (2週間)
150G/T 以上 300G/T 未満	190,000	31,000 (34,000)
300G/T 以上 500G/T 未満	228,000	38,000 (41,000)
500G/T 以上 750G/T 未満	266,000	44,000 (47,000)
750G/T 以上 1,000G/T 未満	285,000	47,000 (50,000)
1,000G/T 以上 3,000G/T 未満	323,000	53,000 (56,000)
3,000G/T 以上 5,000G/T 未満	342,000	57,000 (60,000)
5,000G/T 以上 10,000G/T 未満	399,000	66,000 (69,000)
10,000G/T 以上 15,000G/T 未満	437,000	72,000 (75,000)
15,000G/T 以上 20,000G/T 未満	532,000	88,000 (91,000)
20,000 G/T 以上	551,000	91,000 (94,000)

※指定期間証明書の種類は、上表のほか、4週間、6週間、8週間、10週間及び12週間があり、料金は2週間の2倍、3倍、4倍、5倍及び6倍である。

※限定年間証明書料金は、年間証明書料金の月割額である。同証明書の有効期間を延長する場合は、月単位で延長することができる。

※上記表中の( )は、証明書の発行手数料を含む額である。

※上記表の金額は消費税を含まない額である。なお、日本籍船を除き、消費税は免除されている。

※各総トン数区分別料金の比率は、IMO等の例(船の復元力は容積ではなく乾舷(長さ)に比例するなど)に従い、当該区分のタンカー平均タンク容量の3乗根比(長さ)とした。

## (2) 追加料金

申込み締切日を越えて緊急に証明書の発行を申込み場合、上記証明書料金に加え、以下の追加料金(外税)が必要となる。

「指定期間証明書」：2週間分の証明書料金の50%

「年間証明書」：当該証明書料金の10% / 「限定年間証明書」：当該証明書料金の10%

## (3) 手数料

- ①証明書の発行手数料は、3,000円(外税)。ただし、年間証明書及び限定年間証明書の場合は免除。
- ②証明書の記載事項を修正する場合の再発行手数料は、3,000円(外税)。
- ③年間証明書(限定年間証明書を含む)の有効期間中に海難事故などにより廃船等となった場合に、証明書料金の一部を返戻する場合の返戻手数料は、3,000円(外税)。
- ④限定年間証明書の有効期間を延長する場合の延長手数料は、3,000円(外税)。
- ⑤振込手数料は依頼主(要請者)負担。
- ⑥証明書発行申込のキャンセル料(取消手数料含む)は、10,000円(外税)。

## (4) 料金の返戻

約款又は料金規程に別段の定めがない限り、センターは証明書料金等を返戻しない。

返戻する場合の例及び返戻金は以下のとおり。

- ①年間証明書(限定年間証明書を含む)の有効期間中に海難事故などにより廃船等となった場合  
【返戻金 = 申込時に支払うべき金額 - (廃船等とした日を含む月までの当該証明書料金月割額 + 追加料金(もしあれば) + 返戻手数料 + 銀行送金手数料)】
- ②証明書発行前に証明書発行申込の取消があった場合 【返戻金 = 着金額 - 銀行送金手数料】
- ③証明書発行後、当該証明書の有効期間開始前に、証明書発行申込の取消があった場合  
【返戻金 = 申込時に支払うべき金額 - (当該証明書発行手数料 + キャンセル料 + 追加料金(もしあれば) + 銀行送金手数料)】

詳細は、弊センターホームページ掲載の、約款及びHNS資機材要員配備証明書発行に係る料金規程をご参照下さい。

裏面もご覧ください

# 特定油防除資材備付・油回収装置等配備証明書の料金

## (1) 証明書料金

### ① 特定油防除資材備付証明書（有効期間開始日が令和3年4月1日以降のもの）（単位：円）

総トン数（G/T）	年間	指定期間＜4週＞	指定期間＜26週＞
200G/T未満	269,000	34,000（37,000）	135,000（138,000）
200G/T以上500G/T未満	317,000	40,000（43,000）	159,000（162,000）
500G/T以上1,000G/T未満	346,000	44,000（47,000）	173,000（176,000）
1,000G/T以上5,000G/T未満	404,000	51,000（54,000）	202,000（205,000）
5,000G/T以上10,000G/T未満	663,000	83,000（86,000）	332,000（335,000）
10,000G/T以上50,000G/T未満	826,000	104,000（107,000）	413,000（416,000）
50,000G/T以上100,000G/T未満	932,000	117,000（120,000）	466,000（469,000）
100,000G/T以上	1,037,000	130,000（133,000）	519,000（522,000）

### ② 油回収装置等配備証明書（有効期間開始日が令和3年4月1日以降のもの）（単位：円）

総トン数（G/T）	年間	指定期間＜4週＞	指定期間＜26週＞
5,000G/T以上10,000G/T未満	1,056,000	132,000（135,000）	528,000（531,000）
10,000G/T以上50,000G/T未満	1,200,000	150,000（153,000）	600,000（603,000）
50,000G/T以上100,000G/T未満	1,354,000	170,000（173,000）	677,000（680,000）
100,000G/T以上	1,498,000	188,000（191,000）	749,000（752,000）

※指定期間証明書の種類は、上表①及び②に記載のほか、8週間及び12週間があり、料金は4週間の2倍及び3倍である。

※上記①及び②の表中の（）は、証明書の発行手数料を含む額である。

※上記①及び②の表の金額は消費税を含まない額である。なお、日本籍船を除き、消費税は免除されている。

## (2) 追加料金

申込み締切日を越えて緊急に証明書の発行を申込みの場合、上記証明書料金に加え、以下の追加料金（外税）が必要となる。

「指定期間証明書」：4週間分の証明書料金の50%

「年間証明書」：当該証明書料金の10%

## (3) 手数料

①証明書の発行手数料は、3,000円（外税）。ただし、年間証明書の場合は免除。

②証明書の記載事項を修正する場合の再発行手数料は、3,000円（外税）。

③年間証明書の有効期間中に海難事故などにより廃船等となった場合に、証明書料金の一部を返戻する場合の返戻手数料は、3,000円（外税）。

④振込手数料は依頼主（要請者）負担。

⑤証明書発行申込のキャンセル料（取消手数料含む）は、10,000円（外税）。

## (4) 料金の返戻

約款又は料金規程に別段の定めがない限り、センターは証明書料金等を返戻しない。

返戻する場合の例及び返戻金は以下のとおり。

①年間証明書の有効期間開始後に海難事故などにより廃船等となった場合

【返戻金 = 申込時に支払うべき金額 - (廃船等とした日を含む月までの当該証明書料金月割額 + 追加料金（もしあれば） + 返戻手数料 + 銀行送金手数料）】

②証明書発行前に証明書発行申込の取消があった場合

【返戻金 = 着金額 - 銀行送金手数料】

③証明書発行後、当該証明書の有効期間開始前に、証明書発行申込の取消があった場合

【返戻金 = 申込時に支払うべき金額 - (当該証明書発行手数料 + キャンセル料 + 追加料金（もしあれば） + 銀行送金手数料)】

詳細は、弊センターホームページ掲載の、約款及び特定油防除資材備付証明書/油回収船等配備証明書発行に係る料金規程をご参照下さい。

〔証明書の新規・更新手続きをご希望の方へ〕

# 分散申込にご協力を お願い致します

下記カレンダーを参考に比較的発行依頼件数の少ない日をご検討下さい。

例年、          の付近はお申込みが集中し、証明書発行業務作業に大変時間がかかります。証明書がお手元に届くまでに、日数が必要となりますので、お申込み及び入金につきましては十分な余裕をもって、お手続きを宜しくお願い致します。



## 混雑予想カレンダー

2023年2月～3月

日	月	火	水	木	金	土	
29	30	31	2月 1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	3月 1	2	3	4	若干の余裕あり
5	6	7	8	9	10	11	やや混雑が予想されます
12	13	14	15	16	17	18	混雑が予想されます
19	20	21	22	23	24	25	特に混雑が予想されます
26	27	28	29	30	31	1	

令和5年1月吉日

各 位

一般財団法人海上災害防止センター

業務部長 清野 成直

### 事故時の緊急連絡通報様式及び連絡先（電話番号）の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事故発災時における当センターの緊急連絡通報様式及び連絡先（電話番号）について、通報様式にあつては「緊急措置要請」及び特定油に係る「防除資材貸出」を含めた「証明書受有船舶事故通報」通報様式とし、また、連絡先（電話番号）にあつては、サービスの品質向上の一環として、フリーダイヤルを採用することとし、下記のとおり、令和5年1月1日から実施することと致しましたので、お知らせ致します。

旧電話番号については、令和5年12月までは利用可能ですので、それまでに、御社内の緊急連絡先を更新していただきますようお願い申し上げます。

なお、FAX 通報にあつては、従来どおりの FAX 番号（045-224-4323）に変更はありません。

#### 記

##### 1. 通報様式

旧：「緊急措置要請」－通報様式－

新：「証明書受有船舶事故通報」－通報様式－

##### 2. 連絡先電話番号

旧：045-224-4303

新：0120-49-49-88（至急、至急、早や）

敬具

証明書受有船舶事故通報 ー通報様式ー  
Incident Report to MDPC for Vessels Certified ーNotice Formー

<p><b>【緊急連絡先（電話）：0120-49-49-88】</b> <b>Emergency Contact Number</b> 一般財団法人海上災害防止センタ ー業務部（事故対応専用ダイヤル） Maritime Disaster Prevention Center Operation Division (Telephone No. For incident report)</p>
---

□ 事故情報は必ず電話で通報して下さい。FAXのみの通知では対応できません。

事故資料等の送信は「事故専用FAX：045-224-4323」をご利用下さい。

The incident information should be relayed by telephone. We can't cope with the incident based on more fax information.

For sending information relating incident details, etc. please use the fax No. 045-224-4323 exclusively for incident.

次の通報事項のうち判明している事項について通報すること。

You are required to send information on the following required items as many as possible.

1. 船舶の名称、証明書番号、通報者の氏名、今後の連絡先（船舶電話等） Name of ship, Certification number. Name of informant. Future contact number (ship's telephone No. etc.)	
2. 排出された又はそのおそれのある油／有害液体物質の種類、量及び広がり状況 Name of kinds of spillage or possibly being spilled Oil / Noxious Liquid Substances. Their quantity and status of spreading.	
3. 火災又はそのおそれのある油／有害液体物質の種類、火災及び延焼状況 Kinds of Oil / Noxious Liquid Substances burning or possibility to burn. Status of fire and its spreading.	
4. 排出、火災等のあった日時及び場所 Date, time and place of incident such as spillage, fire, etc.	
5. 事故の概要 Outline of incident	6. 加入しているP&I保険及びその連絡先 Kinds of P & I insurance purchased and name (address of agent)
7. 気象及び海象の状況等（風向、風速、天候、海面の状態、その他） Weather condition and sea condition (wind direction, wind velocity, weather conditions of the surface of ocean, etc.)	
8. 死者又は負傷者の有無 The status of casualties (number of the dead and injured)	
9. 排出、火災等に対して講じた措置又は今後講じようとする措置 Measures taken against spillage, fire, etc. or measures to be taken from now.	

FAXを送信する際は本ページのみ送信して下さい。